第10871号 平成 14 年 8 月 7 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

| 告保安林の | 示 指定に関 | する予え | ፪ · · · · · · | | | | | (森林 | 保全 | 課) |) 1 | |
|---------------------------|---------------|---------------------|---------------|------|-------|-------|-----|------------|----|----|-----|--------|
| 指定居宅 字の区域 | | | | | | | | | | | | |
| 公 財務会計 般競争入 題発行為 | 告オンライ札の実施に関する | ンシスラ 丁事の写 | テム通信 | 用ソフト | ウェア等の | の借入れに | 係る一 | (会 (建 | 計築 | 課) |) 3 | i L |

告 示

熊本県告示第604号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成14年8月7日

熊本県知事 谷

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市田野町字甘茶 2983、字次郎兵衛 2987 の 1、2987 の 4、2987 の 5、2987 の 20、2987 の 32 から 2987 の 34 まで、字中田野 3643 の 1 から 3643 の 33 まで
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 、 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに 人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第605号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成14年8月7日

熊本県知事 潮 谷 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原 4267 の 1・4267 の 6 から 4267 の 10 まで (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)、4267 の 11 から 4267 の 15 まで、4267 の 16 から 4267 の 23 まで(以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。)

指定の目的 水源のかん養

- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。 ァ

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 イ 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第606号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。 平成 14 年 8 月 7 日

義子 熊本県知事 潮 谷

【福祉用具貸与】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------|------------------|
| 三菱電機ライフサービス株式会社熊本支 | 三菱電機ライフサービス株式 | 平成 14 年 7 月 29 日 |
| 店 | 会社 | |
| 菊池郡西合志町御代志 997 番地 | | |

熊本県告示第607号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第2号に掲げる区画整理事業の実施 に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり

字の区域を変更する旨三加和町長から届出があった。 上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。 平成 14 年 8 月 7 日

能木旦知事 湖 公 姜 7

| | | | | 熊本県知事 潮 谷 | 義 | Ţ | _ | |
|----------------|----|---------|------------------|---|-----|---|-----|-------------------|
| 変更 | 更前 | 変見 | 更前 | 区域 | 変更 | 後 | 変更 | 後 |
| のナ | 大字 | の | 字 | <u></u> | のナ | 字 | の | 字 |
| 津 | 田 | 宮 | 脇 | 1900 Ø 2、1901 Ø 1 | 津 | 田 | 井 | 上 |
| 津 | 田 | 小 | 笹 | 2150 に隣接する道路である国有地の一部 | 津 | 田 | 長 | 浦 |
| 津 | 田 | 長 | 浦 | 2295 の一部、2296 の一部、2390 の一部及びこれらの区域に隣接介 | 津 | 田 | 小 | 笹 |
| | | | | 在する水路である国有地の一部 | | | | - |
|) <u>-</u> | | 14T 4 | + 111 | 2467 の一部、2468 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道 | >± | _ | .l. | ** |
| 津 | 田 | 坪‡ | +/// | 路である国有地の全部並びに 2469 の 1 に隣接する道路である国有 | 津 | Щ | 小 | 笹 |
|) = | | +1777 + | + 111 | 地の一部 | 2=4 | | = | : -1 : |
| 津 | 田 | 坪井 | +/// | 2467の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 | 津 | 田 | 長 | 浦 |
| 津 | 田 | 丸 | 悥 | 2628 の一部、2630 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路 である国有地の一部 | 津 | 田 | 中 | 寒 |
| 津 | 田 | 丸 | 袁 | 2630 に隣接する道路である国有地の一部 | 津 | 田 | 峯月 | 置田 |
| | | | | 2660 の 1 の一部、2661 の 1、2661 の 2、2662 の 1、2662 の 2、 | | | | |
| 津 | 田 | 丸 | 袁 | 2663 の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 | 津 | 田 | 蟹ヶ | ァ迫 |
| | | | | 地の全部 | | | | |
| | | | | 2703 の一部、2704 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路 | | | | |
| 津 | 田 | 蟹ź | ァ迫 | である国有地の全部、2658、2660の1地先の水路である国有地の | 津 | 田 | 丸 | 悥 |
| | | | | 一部 | | | | |
| | | | | 2923 O 4, 2939 O 1, 2939 O 3, 2956 O 1, 2956 O 2, 2957 O 1, | | | | |
| 津 | 田 | 四: | ゾ江 | 2961 の 1、2962 の 1、2963 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する | 津 | 田 | 峯耳 | ≣田 |
| | | | | 道路、水路である国有地の全部 | | | | |
| 津 | 田 | 峯月 | €田 | 2977 の1の一部、2980の1の一部、2981の1の一部 | 津 | 田 | 中 | 寒 |
| 津 | 田 | 中 | 寒 | 3176、3179に隣接介在する道路である国有地の一部 | 津 | 田 | 丸 | 袁 |
| 津 | 田 | 中 | 寒 | 3176に隣接する道路である国有地の一部 | 津 | 田 | 峯耳 | 置田 |
| 平 | 野 | 津 | 留 | 181の一部及びこれに隣接する水路である国有地の一部 | 平 | 野 | 本 | 村 |
| 平 | 野 | 本 | 村 | 180の一部及びこれに隣接する道路である国有地の全部 | 平 | 野 | 津 | 留 |
| | | | | 271 の 1 の一部、272 の 1 の一部、275 の一部、280 の一部、281 の | | | | |
| | | | | 一部、282、283 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である | | | | |
| 平 | 野 | 年。 | ノ神 | 国有地の全部並びに 284、285、289 の 1、294、295 の 2 に隣接介在 | 平 | 野 | 津 | 留 |
| | | | | する道路、水路に隣接する道路である国有地の全部並びに 359 の 2 | | | | |
| | | | | に隣接する道路である国有地の全部 | | | | |
| | | | | | • | | | |

| 平 | 野 | 津 | 留 | 231 の一部、234 の一部、236 の一部、237 の一部、238 の一部及び これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 | 平 | 野 | 年ノ神 |
|---|---|--|----|--|---|-----|-----|
| 平 | 野 | 野 年ノ神 342 の 1、343 の 1、344 の 2 の一部、345 の 1、346、347、349、350 の 1 の一部、351、352 の 1 の一部、353 の 1 の一部、355、356、357の一部、358の一部、359の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部 | | 平 | 野 | 深田 | |
| 平 | 野 | 深 | 田 | 360 の一部 | 平 | 野 | 年ノ神 |
| 平 | 野 | 深 | 田 | 417、418 の地先の道路である国有地の一部 | 平 | 野 | 横 緑 |
| 平 | 野 | 横 | 緑 | 842 に隣接する水路である国有地の全部 | 平 | 野 | 深 田 |
| 平 | 野 | 甲無 | 無理 | 字横緑 798 の 1、799、800 に隣接する道路である国有地の一部 | 平 | 野 | 横 緑 |
| 平 | 野 | 永 浦 1014 の 1、1015 及びこれらの地区に隣接介在する水路である国有 地の全部 | | 平 | 野 | 甲無理 | |
| 平 | 野 | 丑 | 目 | 2130、2131 Ø 2 | | 野 | 下津留 |
| 平 | 野 | 野 | 附 | 字下津留 2193 の 1、2194 に隣接する水路である国有地の全部 | 平 | 野 | 下津留 |

公 告

熊本県公告第642号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年8月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量

財務会計オンラインシステム通信用ソフトウェア等(120セット) 一式

- (2) 借入物品の規格、品質等 要求仕様書及び入札説明書による。
- (3)借入期間

平成 14 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで

- (4)納入期限
 - 平成 14 年 9 月 30 日
- (5)納入場所

要求仕様書及び入札説明書による。

- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては48月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 要求仕様書及び入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約 入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札参加資格

平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号(リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱)により入札参加資格を有すると認められた者であること。

- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 熊本県出納局会計課システム管理班(熊本県庁行政棟新館4階) 郵便番号862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 電話番号096 383 1111 内線6327、6326
- (2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説 明書による。

- イ 交付期限は、入札日の前日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成14年8月20日 午後2時
 - イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号 熊本県庁行政棟本館 11階第1共用

会議室

(4) 入札書の提出方法

3の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 3の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

4 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県出納局会計課システム管理班(熊本県庁行政棟新館4階)

郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 383 1111 内線 6327、6326

5 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(48 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

´契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数(48月)を乗じた額の 100分の 10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保 険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と 種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを 誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格 設定しない

(6) 契約書作成の要否

=

(7) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第643号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年8月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡西合志町大字須屋字東畑 2902 番 1、同 2902 番 3 及び同 2903 番 1 3,242.11 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市江津一丁目 15 番 6 号 株式会社横田産業